参考資料５

愛知県かかりつけ医機能報告制度実施要領

第１　目的

この実施要領は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）により定められたかかりつけ医機能報告制度に関する知事への報告方法、協議の場における協議の実施方法その他の詳細な取り扱いを定めることにより、本制度の適切な運用を図ることを目的とする。

第２　かかりつけ医機能報告の報告方法

１　病院、診療所（以下「病院等」という。）の管理者が行う法第 30 条の 18 の４第１項に規定する知事への報告を行う時期は、別表のとおりとする。

２　病院等の管理者が行う前項に規定する知事への報告は、医療機関等情報支援システム（以下「Ｇ－ＭＩＳ」という。）で行うものとする。ただし、Ｇ－ＭＩＳで報告を行うことができない事情がある場合は、Ｇ－ＭＩＳが定める様式により紙で報告することができる。

第３　報告内容の公表

病院等の管理者からの報告内容は、厚生労働大臣が整備する全国統一的な情報提供システム「医療情報ネット」及び県ウェブページを活用し、法第 30 条の 18 の４第３項の規定に基づき知事が公表する。

第４　かかりつけ医機能の協議

１　法第 30 条の 18 の５第１項に規定するかかりつけ医機能の協議の場は、各構想区域の地域医療構想推進委員会（以下「委員会」という。）とする。

２　協議の場においては、地域で不足するかかりつけ医機能を確保するために必要な事項を協議する。なお、かかりつけ医機能の内容は次のとおりとする。

（１）継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療を行うとともに、継続的な医療を要する者に対する日常的な診療において、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する機能

（２）通常の診療時間以外の時間に診療を行う機能

（３）在宅患者の後方支援病床を確保し、地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスに参加し入退院時に情報共有・共同指導を行う機能

（４）在宅医療を提供する機能

（５）介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する機能

第５　協議に係る事務の取扱い

１　医務課は、かかりつけ医機能報告に係る報告内容を公表するとともに、構想区域ごとのデータを集計・分析し、愛知県地域医療構想推進委員会開催要領第５で定める基幹的保健所等に提供する。

２　基幹的保健所等は、構想区域におけるかかりつけ医機能報告に係る報告内容について、協議の場において説明を行う。

３　名古屋・尾張中部構想区域については、２の事務を医務課が担うものとする。

４　尾張西部医療圏については清須保健所、西三河北部医療圏については衣浦東部保健所、西三河南部東医療圏については西尾保健所が基幹的保健所の役割を担うものとする。

５　協議は原則公開とし、基幹的保健所等は、各構想区域の委員会議事録を公開することにより協議の結果を公表するものとする。

附則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第２に定めるかかりつけ医機能の報告に係る規定については、令和８年１月１日から適用する。

別表

報告の内容	報告の時期
毎年定期的に行う報告	毎年１月１日現在の状況を、その年の３月 31 日までに報告する。
定期報告で報告した内容に変更が生じた場合の報告	随時報告する。